

議案第18号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例

川崎市消防団給与条例（昭和23年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「19,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給される報酬について適用し、平成20年3月までの分として支給される報酬については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

消防団員の年額報酬を引き上げるため、この条例を制定するものである。